

放課後等デイサービスを利用される方へ（高校生年齢の方へ）

神戸市

放課後等デイサービスは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に在学していることが支給決定の条件になります。

更新書類と共に、「在学証明書」「生徒手帳」など「高等学校」「特別支援学校」に在学していることが分かる書類の写しの提出をお願いいたします。

※退学した場合はすみやかにお住まいの区役所に申し出てください。

※在学していないのに、放課後等デイサービスを利用した場合は全額実費になります。

神戸市福祉局障害者支援課
障害児支援事業担当係
TEL:078-322-6780